

第3回保育所等利用待機児童数調査に関する検討会

議事録

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

○川岸課長補佐 それでは、定刻となりましたので、ただいまから「第3回保育所等利用待機児童数調査に関する検討会」を開催いたします。

構成員の皆様には、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

それではまず、これまでの検討会でもお伝えさせていただいておりますが、構成員の皆様にお願いがございます。視覚・聴覚障害をお持ちの方などへの情報保障の観点から、御発言等をされる場合には、発言者はまず必ず挙手をしてください。そして、挙手をしていただいた発言者に対して、座長から指名をいただく。指名を受けた発言者は、指名の後に発言いただくという運営を徹底したいと考えておりますので、御協力をお願いいたします。

次に、資料の確認でございます。

配付資料は、議事次第、資料1、資料2、参考資料1となっております。資料の欠落等がございましたら、事務局までお申しつけください。

それでは、カメラの撮影はここまでとさせていただきますので、御了承ください。

(報道関係者退室)

○川岸課長補佐 傍聴される皆様におかれましては、事前にお知らせしております傍聴時の注意事項の遵守をよろしく願いいたします。

それでは、議事に移りたいと思います。山縣座長、どうぞよろしく願いいたします。

○山縣座長 それでは、進行を引き継がさせていただきます。

昨日からの大雪で大丈夫かなと思いましたが、全員定刻にお集まりいただきましてありがとうございます。

今日は、これまでの検討会の議論を踏まえて、各市町村における取扱いの現状の整理を行っていただくこととなります。既に、事務局では丁寧な整理をいただいております。まず、中身の説明をよろしく願いしたいと思います。

○川岸課長補佐 それでは、資料1をご覧ください。「各市町村における取扱いの現状の整理」についてですが、1ページの中段「取扱いの現状」を御説明させていただきます。

まず「特定の保育園等を希望している者について」ということですが、取扱いの現状としましては、「利用可能な」保育園等の取扱いについてですが、まず、自動車を用いて20～30分で登園可能な保育園等を利用可能な園としたり、自宅から一定距離以内にある保育園等を一律に利用可能な園としたりするなど、市区町村ごとに差異がありました。

また、「特定の」保育園等の判断につきましては、利用申し込みの際に一定数以上の保育園等を申し込んでいない場合は、特定の保育園等のみを希望していると判断している市区町村が見受けられました。また、そもそも申込書に記載を求める保育園等の数は、市区町村ごとで様々であります。

また、「他に利用可能な」具体的な保育園等の情報について保護者に紹介することなく、一律的な取扱いを行っている例もありません。

また、「私的な理由」については、「特定」の保育園等の判断と一体のものとして行っている例が多く、例えば、通園の利便性や提供される保育内容等を理由とするものなどが

ありました。

2 ページ目でございます。「求職活動を休止している者の取扱いについて」でございますが、取扱いの現状としましては、各市区町村への調査の結果、求職活動の休止の確認につきまして、保護者に改めて調査日時点における求職活動の状況を確認している市区町村と、改めて確認することはせずに利用申し込み時点での申込書の記載内容に基づいて判断している市区町村があるという実態が明らかとなりました。

また、求職活動の方法としましては、求職活動状況について保護者に聞き取りを行ったり、各種書類の提出を保護者に求めたりする方法が見られました。

3 ページでございます。「育児休業中の者の取扱いについて」でございますが、取扱いの現状としましては、育児休業中の場合の取扱いについては、現行の待機児童数調査の調査要領上、「待機児童数に含めないことができる」という規定となっていることもありまして、対応は市区町村で様々でした。

育児休業を切り上げて復職することが確実である場合は、待機児童数に含めるべきという点や、育児休業給付の受給延長を目的としている場合は、待機児童数に含めるべきではないといった点では、この検討会では概ね一致しておりました。

以上が、資料1の御説明でございます。

○山縣座長 ありがとうございます。

これまで委員会を通じて把握した3つの課題についての現状を整理いただいたのですが、構成員から追加あるいは事実認識の間違いなり、これはきっと今後外に出ていきますので、取扱いの現状の中にぜひ入れておくべきものがあれば御指摘いただけたらと思います。自由に御発言ください。

月橋構成員、お願いします。

○月橋構成員 新宿区の月橋です。よろしくお願いたします。

育児休業中の者の取扱いについての部分でございますが、「取扱いの現状」で「育児休業を切り上げて復職することが確実である場合、待機児童数に含めるべき」というところ、これは概ね検討会の見解が一致しているという御説明がありました。この部分について新宿区の例を申し上げますと、もちろん育児休業を切り上げて復職するということをまずきちんと確認することが大前提でございますが、お子さんが1歳に満たない段階で4月入園をしたいのだという方については、新宿区としては待機児童数には含めないという取扱いをしております。一応、企業の方で一定の育児休業をもともと付与されている方については、育児休業が終了するまでは御家庭で育児していただくということが基本かなという思いもございまして、私どもではそのような形で解釈しておりますので、このところについては新宿区の考え方と若干差異があるかなと思ひまして発言させていただきました。

○山縣座長 ありがとうございます。実際にどうするかは幾つか出た後で考えさせていただきたいと思ひます。

他に追加なり、修正はありますか。よろしいでしょうか。では、今の点についてどのよ

うにするか。私も正確に覚えていないのですけれども、「概ね」ということですから全てがということではないという表現にとりあえずはなっていますけれども、今、新宿区の例がありました。事務局で記憶していただいている範囲で、他に取扱いが違う例はどんな例がありましたか。

○川岸課長補佐 各自治体の取扱いの現状としては、他の例というよりも、今、月橋構成員がおっしゃられたとおり、通知上、待機児童数に含めないことができるという形になっておりますので、含めているか、含めていないか。含めている場合の考え方、含めていない場合の考え方というので、各自治体の取扱いは2つに分かれているという状況でございました。

自治体によっては今、月橋構成員がおっしゃられたとおり、新宿区さんのように含めないこととしている、まずは、できる限り育休を取っていただくという自治体さんもございましたが、自治体の方針としてはそうはしているけれども、切り上げて復職したいという意思がある方については待機児童に含めるべきではないかという御意見も一方であったのは事実でございまして、各自治体も現行の取扱いに基づいて、我が自治体としてはこうですというお考えのところと、受給延長は待機児童に含めているのだけれども、そういう実態が明らかにわかるのであれば含めるべきではないのではないかと。取扱いとして今どうしているかということと、お気持ち上こういう実態が明らかならば、こうすべきではないかといった複数の御意見があったというのが実態でした。

○山縣座長 ありがとうございます。

私も正確に記憶していませんが、この検討会、最終的には当然、国民や自治体の方にわかりやすくするためのパワーポイント資料と、本体としての文章というのは別途存在すると考えていいのですか。報告書的なものも存在するのか。

○川岸課長補佐 今、本体と座長がおっしゃっているのは、通知上の本体ですか。

○山縣座長 いいえ、この検討会のとりまとめという意味での本体です。

○異保育課長 最終的には現状がどうなっているのか、現状の整理があって、それに対する対応方針という形になってきますので、当然現状の整理としてこの話は載ることになると思います。ただ、最終的な目的は待機児童数調査要領を見直すということですので、その要領の見直しは基本的に厚生労働省の方になりますけれども、当然とりまとめを踏まえて要領を見直すことになります。

○山縣座長 とりまとめ文書が別途あると考えていいということですね。

それで月橋構成員に御相談なのですが、本文の方にこういうものもありましたという文章でおさめるか、構成員として検討会に参加した立場上、パワーポイントにも小さい文字でこういう例外もありましたと入れるか、そこまで考えられるか、そちらはどうでしょうか。いずれにしても本体には、いろいろなものをもっと例示することにはなるのではないかと思います。

○川岸課長補佐 すみません、私の認識不足でしたが、この取扱いの現状の整理がイコー

ルとりまとめとして全てこのまま公表されるというお話ではありません。月橋構成員がおっしゃられたように、ここの表現はこうではないのではないかというのであれば、そこは座長がおっしゃったように、※印で何か表現を補足するといった形で、検討会の今日の資料としてこういう修正があったというふうに仕上げる形になるのは構わないと思います。現状の認識として整理した上で、今後まとめというところに発展させていくということになります。

○山縣座長 いずれにしても、こういう簡便なものの方が、より浸透度が高いと思うので、細心の注意を払いながら進めていきたいと思います。ありがとうございました。

常岡構成員、お願いします。

○常岡構成員 今の点に関係してですが、資料1のタイトルが「各市区町村における取扱いの現状の整理」ということで、資料1は全体として現状認識というか事実を整理したペーパーなのかなと思うのですけれども、先ほど来問題になっています3ページの「取扱いの現状」の育児休業を切り上げての部分、ここは現状認識というよりも、我々の意見交換の中で出てきた意見のとりまとめのような話になっているのではないのでしょうか。現状の整理ということと、現状を整理したことに対する我々の評価というのが資料1の全体の中に混在しているような気がするのですが、そのあたりを確認させてください。

○山縣座長 この表現は二重の意味かと思って私は読んでいたのですが、検討会における調査の中でおおむね一致していて、そういう状況を我々も認めたという二段階の認識かなと思っていたのですが、今の2つ目の○については、検討会の議論の整理というだけの性格ではないですよ。

○川岸課長補佐 この表現ぶりとしては、最終的に議事録を確認させていただきますけれども、本来は7月、8月までの育児休業取得が制度上可能な方なのですから、4月に入れるのであれば切り上げて復職しますという方についてのお話を、こういう表現として書かせていただいているところまでございまして、確かに自治体の御意見もありつつ、この検討会でもこういったお話が、なされたかと記憶しておりますが。

○山縣座長 今の点について皆さん方から何か御意見はありますか。丹野構成員どうぞ。

○丹野構成員 船橋市の丹野です。

今のお話ですが、私の認識としては、例えば育児休業給付の受給延長を目的とする場合、待機児童数に含めるべきではないという意見は出ていたのですけれども、待機児童数に含めていないとか、いるというところは、育児休業の取扱いとして皆さんやっていたみたいなので、おおむね一致はしていらっしゃらないのではないかと思います。ですから、待機児童にカウントする自治体、しない自治体があると思いますので、そういう意味では「おおむね一致している」というのが、何が一致しているのか、現状が一致しているわけではないということは認識して書いた方がいいのかなと思います。

以上です。

○山縣座長 岩田構成員どうぞ。

○岩田構成員 私も、今回のこのペーパーの最後の部分は、さっき常岡構成員もおっしゃっていたように、若干色合いが違うように受け取りました。ここでいろいろ議論して、こういうふうにおおむね一致したよねということだったら、私も議論の中で聞いていて、そういう意見を申し上げた記憶もありますし、多かっただかなと思うのですが、現状の整理というところであると、たしか横浜とか川崎の方は4月1日、親が家で見ているということが一番大きくて、復職希望があったとしても、それは待機児童に含めておりませんみたいなことをおっしゃっていましたので、書くとすれば自治体によってその判断もまちまちではあるけれども、こういう意見が多く聞かれたとか、客観的な感じの書きぶりの方がいいと思います。でも、意見が多く聞かれたということと現状の整理とは違ってくるのかもしれないけれども、この部分だけはこういう意見がありましたよということで、私はここに書かれていることについては賛成なのではあるけれども、この文章のまとめ方としてはやや違和感があるので、ちょっと工夫した方がいいのではないかと思います。

○山縣座長 ありがとうございます。他の構成員さん、いかがでしょうか。では、金子構成員、お願いします。

○金子構成員 埼玉県の金子です。

現状の整理なのではあるけれども、どのデータをもとに言われている内容なのかというのがはっきりしない。できればどの集計データでこうなって、この割合を出したので多くなっているというのが、前回聞いたときにヒアリング対象の自治体の話の整理なのか、全国の市町村の整理の結果なのか。すごくいい話がどんどん出てしまっている部分と、悪い話は余り出ていなかった面があるので、その結果こうなっているのですが、さまざまな市町村の状況を実際の数値的にはっきりデータで示した方が、取扱いの状況とかいろいろわかると思います。

ちなみに、埼玉県で言いますと、育休1歳半とか機械的に育休で扱っているのか、復職することが確実である場合は含めているのかどうかというのは、うちの方では把握していないので、先ほど月橋構成員が言われたように、その辺はちょっと慎重にした方がいいのかなと思います。

以上です。

○山縣座長 わかりました。共通の意見がたくさん出ていますので、「べき」という表現がいかにこの委員会の判断のように、より強く見えてしまうという部分が誤解を生むのかなと思いました。事実関係も元のデータを見ていただいて、もし「おおむね一致している」という表現になじまないような割合であるならば、例えばですけれども、確実である場合は待機児童数に含めるか否かという点、同じく延長を目的とする場合は待機児童数に含めるか否かという点については、自治体によって取扱いに違いがあったという事実認識だけにするか、多数あればある程度一致していたとするか、今正確な数字がわかっていませぬので、あくまでも検討会の評価・判断というニュアンスでない文章にすることと、事実に基づいて内容を表現するという取扱いでいかがでしょうか。

では、また各構成員に確認させてもらえればと思います。

ほか、資料1についてはいかがでしょうか。では、事実認識については若干の検討課題があると。修正するかどうかについては事実に基づいて行いますということで、とりあえず今日の段階ではこれで終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

続いて資料2「平成29年4月入園に向けての市区町村における環境整備について（案）」をお願いします。これまでコンシェルジュの話とかいろいろありましたので、利用者の意向を尊重し、かつ、適切に調整されるという方向での提案になろうかと思います。よろしくをお願いします。

○川岸課長補佐 資料2につきましては、これまで検討会におきましての議論や各自治体の検討会のヒアリングにおきまして、自治体における利用調整の取り組み方の状況が明らかになってきたところをごさいますて、きめ細かな対応をしっかりとやられている自治体と、そうでない自治体といった事例が見受けられたところをごさいます。

利用申し込みをされました保護者さんへの意向の状況につきましては、例えば、国の事業でいいますと、保育コンシェルジュなどの利用者支援事業をきめ細かく展開するなど、市区町村の方で積極的かつ丁寧に利用可能な保育園等の情報を提供するなど、それぞれの保護者さんのニーズに応じた適切な保育の提供を行うことが重要だと思います。

また、入園等に至らなかった保護者さんに対しましても、継続してその後の保護者さんの意向や状況把握に努めていただいて、ニーズに合った丁寧な支援を行っていくことが必要ではないかということをごさいます。

また、一方で、各市区町村におかれましては現在、平成29年4月の入園に向けて入園申し込みが始まっているところをごさいますので、こういった形で検討会において保護者さんへの対応の仕方に違いがあるという現状をごさいますので、資料2のような形で本検討会におきまして、一つ各自治体さん向けにこういった発信をされてはどうかということでの案を作らせていただいたところをごさいます。

資料2をご覧ください。検討会におきましては、利用調整において保護者に対してきめ細かな対応が行われていない事例が見受けられました。

利用申し込みをした保護者の意向や状況について、保育コンシェルジュなどの利用者支援事業をきめ細かく展開するなど、市区町村が積極的かつ丁寧に把握して、利用可能な保育園等の情報を提供するとか、それぞれの保護者のニーズに応じた適切な保育の提供を行うことが重要です。

また、入園に至らなかった方に対しても継続して保護者の意向や状況の把握に努め、保護者のニーズに合った丁寧な支援を行っていくことが必要です。

一方で、平成29年4月の入園申し込みや相談対応が今、各市区町村で始まっております。また、現時点において、こうした保護者に対しきめ細かな対応を行うための体制が整っていない市区町村もあるといった状況をごさいます。

このため各市区町村におかれては、早急にこの体制整備に着手するとともに、国におい

ては平成29年度予算案におきましても、子ども・子育て支援交付金における利用者支援事業の拡充を盛り込んでいるところをございまして、当該事業が各市区町村において積極的に活用されるよう周知すべきであるといった資料の内容になっております。

○山縣座長 利用者支援事業の参考資料1は特に説明はいいですか。

○川岸課長補佐 参考資料として、国における利用者支援事業の拡充内容という資料をつけさせていただいております。事業の目的に書いておりますとおり、利用者支援事業におきましては、①入園申し込み時期以前からの事前説明、②面談・電話連絡等による保護者の状況や意向の把握、③利用可能な保育園等の情報の提供、④保護者のニーズに応じた適切な保育の提供、⑤入園に至らなかった場合においても、継続した支援の実施を行うことが重要としております。

このような保護者に寄り添う支援を実施するために、事業の実施に当たっては、丁寧な相談の実施を維持継続しつつ、利用者支援事業として相談対応の開所時間の延長などを実施し、利用者の視点に立った機能強化を推進していく。

さらに、一定の場所での実施のみならず、具体的に申し上げますと、例えば、本庁での実施だけではなくて、さまざまな場所に出向いていく出張相談などを行うことで、さまざまなニーズに対応することができるよう事業の実施の拡充を図りたいと考えているところでございます。

具体的には「Ⅱ 実施方法」としまして、通常の利用者支援事業を行うための運営費が既にございですが、それに加えて①具体的に言うと平日の5時以降、夜間も相談対応の場所を開設するための夜間加算というものですとか、②休日にも開所して相談対応を行う場合の休日加算、さらに③両親学級ですとか、乳幼児健診、地域で開催されている交流の場に出向いて行って相談対応を行う場合の出張相談支援加算、これは今回拡充の部分ですが、こういったことなどを従来の事業に加えて拡充することを考えているところでございます。内容につきましては現在、詳細を調整しているところでございますが、概要としましてはこういった形になっております。

以上です。

○山縣座長 ありがとうございます。

実施方法の太字になっていたり、色が変わっていたりする部分が新規、従来とは違う予算だということですね。

○川岸課長補佐 夜間と休日につきましても、昨年度の緊急対策事業的な要素で急遽、今年度の頭から加算という形で設けたところがございますが、実際には急遽国としても加算をつけたところがございますので、そこまで利用が伸びておりません。

今回ある意味きちんとした形で夜間の加算、休日の加算、さらに出張相談支援加算というものを推進していこうといった形になっております。

○山縣座長 ③の「検診」が間違っていますので、直しておいてください。

では、資料2あるいは参考資料1について、構成員から御意見を伺いたいと思います。

これを早目に出して、できるだけ利用者に不利益が生じないようにという意図だと思います。

金子構成員、お願いします。

○金子構成員 埼玉県の金子です。

何点かあるのですが、まず、丁寧にやってくださいという周知は必要だと思うのですが、各市町村では今、待機児童数の定義がどう変わるのかにすごく関心を持っている状態です。

ただ今、個々にやりとりしている申請者の方が、逆に待機だと思っていないけれども待機になるかもしれないという状態でこれを出されてしまうと、どう対応していいかわからないという、その辺の懸念があるのかなと。このタイミングで出すのであれば、それがちょっと不安かなと思います。

個々にもう少し詳しく言わせていただくと、今のタイトルが「平成29年4月入園に向けて」ということでの環境整備なのですけれども、4段落目を見ると平成29年度予算の話になっていますので、必ずしも4月入園に向けての話ではないのかなということがあります。

1段落目や3段落目できめ細かな対応が整っていない市区町村とあるのですけれども、確かにやっていないところもあります。ただ、市町村によっては、忙しいことを理由にしているのかあれですけれども、とりあえずはベストだと思ってやっている面もありますので、その辺で言い切ってしまうといいのかなというのがちょっとあります。例えば、他の自治体を参考に、より丁寧にやってくださいというぐらいの方がいいのかなという気がします。

3段落目に現時点においてきめ細かな対応を行うための体制が整っていない市区町村があるとあるのですけれども、これは言い切ってしまうといいのかなと。現時点でそういうデータがあるのではなくて、この前の調査の例からこの結論を今もやっていないと言ってしまうといいのかなというのがあります。

4段落目で利用者支援の話がありますが、確かに利用者支援というのはすごく役に立っているところと、必ずしもそうではないところがあるという話も聞いていまして、市区町村の職員の方が丁寧に、時間外もそうだし、土・日も対応しているということも聞いております。前にもお話したかもしれないですが、市によっては家庭生活状況を細かく確認する必要があるので、市職員以外には任せられないというような話も聞いております。その中で今回、利用者支援事業を拡充ということで、1つは出張相談支援加算ができたということですが、内容的に両親学級とか乳幼児健診などに出向くことで、待機児童の利用者調整と必ずしもリンクしないのかなというのがあります。

こちらには書いていないのですけれども、今回、利用者支援の拡充の内容で、事業主体の拡大というのがあったと思うのですが、逆に言うとそちらでNPOや株式会社も可能だと書いてあったので、もしかしたら、そちらの方で利用者支援事業をできる、そこも微妙かもしれないのですが、市職員以外でもいいという話あるいは社福以外でもいいという話であ

れば、そちらの関係でもしかしたらこの事業に手を挙げるところが出てくるのかなということが気になったところです。

以上です。

○山縣座長 ありがとうございます。

他にも幾つか御意見を伺って、事務局が今どう考えておられるかを聞こうと思います。

では、西村構成員どうぞ。

○西村構成員 吹田市の西村です。

利用者支援事業、この時期は新制度が始まりまして、いろいろな施設が増えてきているわけです。小規模保育事業ですとか新しくできましたし、幼稚園もいろいろな事業もされていまして長時間預かりも旧制度のままされていたり、いろいろな事業がありますので、まず知っていただくということが大事だと思います。これまでみたいな保育所ばかりではなくて、いろいろな施設がありますということで、お書きいただいているような子どもさんの集まれるような機会に、そういう情報提供は非常に大事なのかなと思います。そういうものがなければ普通は保育所に入りたいということで来られるのですけれども、保育所12時間開いていないといけないとか、そこしかないような勘違いをされている方もたくさんいらっしゃいます。

出張相談を去年やりまして、子育ての相談ということでテーマを掲げてやったのですけれども、集まれたほとんどが入所の相談、利用調整の基準はどうなっているか、自分に依拠する質問ばかりだったんですね。ですから、近くに行ってどういう施設があるかというのを周知するだけでも、保護者はかなり選択しやすくなる、マッチした施設が選びやすくなるのではないかと思います。

○山縣座長 ありがとうございます。

常岡構成員どうぞ。

○常岡構成員 資料2にあります保育コンシェルジュ等の利用者支援事業をきめ細かく展開するというのは、非常に評価できる話ではないかと思います。これまでの市区町村の待機児童数調査のヒアリングの過程で、横浜市や川崎市あたりがこういった仕組みを既に導入しているということだったと思います。それ以外のところは、余り細かい調査や支援、情報提供は行っていなかったのかなという印象なのですが、既にこのような国の支援の仕組みがあるにもかかわらず、市区町村のかなり多くはこうした支援を受けるため手を挙げることもなくやってきているということなのかなという気がします。つまり、横浜や川崎は導入しているけれども、他のかなり多くの自治体は国による支援事業を導入していない。このように導入していない自治体が多いことについては根本的な理由があるような気がするのです。制度的に何か問題があって市区町村の方でこういった支援事業をなかなか受け入れないというか、受け入れたくないというか、そういうこともあるような気がするのですが、そのあたりは大丈夫なのでしょうか。

○山縣座長 では、寺田構成員も、お願いします。

○寺田構成員 ただいま常岡構成員、西村構成員の貴重な御意見には私も全く共感いたします。申し込みをした保護者の意向や状況などを丁寧に聞いていくということが、自治体が住民に寄り添っていく第一義の姿勢ではないかと感じます。

例えば、資料1の1ページの「取扱いの現状」にもありますように、利用申込書に例えば1園しか記載されていなければ特定園希望として取り扱っているということがこの検討会の中でも話し合われたと思います。けれども、他に利用可能な保育園の状況を保護者に紹介していない市区町村があるということが、明らかになりました。親御さんは大変不安な状況で、私はいつ復帰できるのだろうかという思いの中から、残念ながら全く見込みはなさそうですよとの回答。では、どうしたらいいのでしょうか、それは御自分で考えてくださいというようなことを言われたときに、本当に仕事を続けられるのだろうかという切実な思いを持っている方たちがたくさんいらっしゃるということに、やはり寄り添っていく必要があると思うのです。そのため、市区町村における待機児童数のカウント方法の取扱いの違いは、こうした丁寧な保護者対応を行っているか、いないかということも一端になってくるのではないかと思います。

保護者の方からたくさんインターネット上でもアンケートを募った結果にもございました。保護者だけでなく、現場の保育者の方たちの意見もたくさん寄せられました。その中でも、正しい情報がきちんと伝わっていないという意見がありました。ですので、先ほど西村構成員がおっしゃったように、情報提供をしていく場をつくっていくことが大事なのだと。ですから、出張相談の支援加算は、私は大変評価できることではないかと思います。両親学級、乳幼児健診や地域で開催される交流等ですから、それこそ幼稚園や小規模、いろいろな子育ての人たちが集まる場、サロンというところに出向いて行って、実際には子育て相談をしながら、保育園に入るためにはどうしたらいいのだろうかという悩みを抱えている方たちの垣根を低くするという意味を、この加算という形で表すことは、とてもよろしいことなのではないかと思います。

資料2は、平成29年4月入園に向けての市区町村における環境整備についての案ではございますが、実際にはもう4月入園に向けた申し込みが始まっているということから、一刻も早く各市区町村において丁寧な保護者支援に努めるとともに、そのための体制整備に着手していただくことが必要なのではないでしょうか。こうした検討会としての意見を発信することによって、市区町村における丁寧な保護者対応が前進するように促すことが、取扱いの違いを是正していくことや、保護者側の立場から考えても有益なことではないかと感じております。

以上でございます。

○山縣座長 では、とりあえず事務局の方で、今までの質問なり御意見に関して今のお考えをお聞かせ願えればと思います。

○異保育課長 まず、事実関係としまして、先ほど利用者支援事業の拡充内容についてということで調整中の説明をいたしました。出張相談支援加算というものを新規で作るとい

うことで、これについて今、外に出せる状況でございますけれども、それ以外にも充実の内容については今、政府部内で調整しているところでございまして、今、公表できる範囲内では出張相談、いわゆるアウトリーチでできる加算がつけられるだろうということについては、公表できる範囲内の話でございます。

アウトリーチの話については、先ほど西村構成員からもお話がありましたように、事前に情報提供するというのはすごく大事だということは、市区町村の中でやられているところでは言われているところでございます。ですから、できるだけ前広に、しかも市区町村が待つのではなくて、もう少し外に出て、例えば、こういう保育サービスがあるというようなことを説明していくことは非常に効果があるということを市区町村から聞いておりますので、そういうことから今回、事業の拡充内容の1つとして盛り込んでいるところでございます。

他に、平成29年4月入園に向けてということにつきましては、特に我々はこだわっておりません。ただ、現に既に平成29年4月の入園申し込みや相談対応が行われているという現状もございまして、先ほど、きめ細かな対応を行う体制が整っていない市区町村があると言えるかどうかという金子構成員のお話がありましたけれども、少なくともここで書いてありますような、例えば保護者の意向状況とか、あるいは市区町村が積極的、丁寧に把握して情報提供するところ、あるいは保育の提供を行う、これは今後の話ですけれども、入園に至らなかった場合についても継続して保護者の意向を把握して、ちゃんとニーズにかなった丁寧な支援を行うというところについて、すべからくなされているかといえ、一部の市区町村ではなされているけれども、それ以外についてはなされていないというのが事実だと思われま。そういう意味で、整っていない市区町村があるという現状は事実ではないかと思っているところでございます。

ただ、当然我々はできるだけ早く、やられていないところについても市区町村に実施していただきたいという思いはあり、今回の平成29年度予算案で国の方でもこういう拡充策をメニューとして用意しますので、そこはできるだけ早く各自治体においてやっていただきたいというのが我々の考えでございます。

それと、利用者支援事業の主体の話ですけれども、今も市区町村に委託することは可能ですので、例えば、NPOに委託するとか社会福祉法人に委託するというのは、現行の制度も可能になっているところでございます。

以上でございます。

○山縣座長 常岡構成員からあった表現は違いますが、利用者支援事業が必ずしも進んでいないという部分に関しては、どんな感じなのでしょう。

○異保育課長 利用者支援事業も、いわゆる一般型の相談をやる利用者支援事業と、保育のサービスを中心としてやる、いわゆる特定型と言われるものがございまして。大体1,700の市区町村のうち特定型のメニューを用意しているのは170ぐらいで、1割ぐらいしか満たしておりません。我々としては、できるだけそういう現状を踏まえて拡充したいと思っ

いるところでございます。

○山縣座長 ありがとうございます。

岩田構成員、お願いします。

○岩田構成員 今、課長から御説明いただいたのでいいと思うのですがけれども、私自身、待機児童の定義に関する直球の話ではないけれども、対応することによって待機児童の状況が変わってくるという大事なアプローチだと思いますので、こういったことはぜひ全国の市町村でできるところからやっていただきたいと思います。

さっき金子構成員から、対応が行われていない、整っていないと断言してしまっているのかという御意見があったのですがけれども、マイルドに十分でないということも考えられるかもしれませんが、きめ細かな対応を行っていないところがあるのは紛れもない事実だろうと思いますので、私は今回はこのぐらい強くきちんと言い切ってもいいのではないかと思います。

以上です。

○山縣座長 では、金子構成員、お願いします。

○金子構成員 埼玉県の金子です。

今、岩田構成員が言われたように、確かに会議としては言い切ってしまうと思います。

私がさっき利用者支援の中で出張相談、私の認識がちょっと違っていたのかもしれませんが、出張相談をイメージすると本当に育児相談のイメージがありましたので、そうではなくて積極的に施設の話とかをするのであれば私も賛成します。

あと、設置主体の拡大というので、私が持っている資料ですと、施設整備費の関係が市町村や社会福祉法人等に加えて、NPOや株式会社等も対象とする拡充がされるとありますので、その辺を入れた方がいいのかなと思ひまして発言しました。

以上でございます。

○山縣座長 ありがとうございます。

最終文書とわかりやすく示すパワーポイントをどこまで組み込めるかというのは非常に微妙だと思いますが、今までの皆さん方の御意見を聞いていて、事務局の方で検討してほしいのですが、パワーポイントにしたときの見出しを「平成29年4月入園に向けて」とするか、「待機児解消に向けて」という一般的な話にするか、ここもはっきり書いた方が担当者がスッと見られるというメリットと、それ以外のことも書いていますよ、だから事実に従いましょうと、そこはどちらをとるかだけの問題で、どちらにしてもトータルで言わないといけないことがあるということだと思います。

もう一つ、利用者支援事業のことが幾つか出ていましたけれども、利用者支援事業は待機児解消を目的の一つにはしていると思うけれども、それが主目的ではないということですので、書き方として待機児解消に使われる部分があるのだと、特に出張相談なども夜間・休日も使えるのだということ、ここで表現するか、正式通知の方で表現するかは別にし

て、やられた方がいいのではないかという気が話を聞いていてしました。

もう一点ですけれども、これは意見はなかったのですが、4つの○が対等に並んでいるのですけれども、中身的には実は2つなんですよね。1つ目の○に現状認識があつて、2つ目にそれに対する対応策のようなものを書いてあると。また、現状認識があつて、対応策のようなものを書いてあるという構成になっていると思うので、そこははっきりさせた方がいいのではないかと思います。例えば、提案の部分は四角で囲むとか、あるいは段落を下げて書くとか、事実認識と市町村に求める対応策をわかりやすくした方がいいのかなと思いました。

それも含めて事務局の方で、新たに金子構成員と岩田構成員から御意見がありましたけれども、何かありますか。

○巽保育課長 平成29年4月入園に向けてというのは、我々事務方としてできるだけ早くという趣旨で書かせていただきましたので、自治体によっては今、申し込みと調整の対応が大変で、当然人員の話という問題もございますので、そこも踏まえた書き方に修正しても構わないのかなと。そういう意味では、4月入園に向けてということでも構わないのかなと思っています。そこは検討会の中で議論していただければと思っています。

それと、座長が言われたように、事実の話と提案の話は整理した方がいいのではないかということは、特に1つ目と3つ目については同じことが書かれているようなところもございまして、そこは文言の整理をしたいなと思っています。

○山縣座長 他にいかがでしょうか。堺構成員、お願いします。

○堺構成員 粕屋町の堺でございます。

平成29年4月入園に向けてという部分ですが、「待機解消に向けて」という形でタイトルを変えていただくというお話が先ほど挙がっておりましたけれども、なるべく早くきめ細かな対応をしていくということ自体は非常にいいことだと思いますので、ここは幾ら早くてもいいのかなと思っています。

ただ、粕屋町も、実情をきめ細かな対応というのはなかなかできておりませんので、入園の申し込み自体は正直終わりかけております。今から対応しようと思って体制整備を始めましても、正直間に合わないというところがございまして、そもそもこの会の本筋の見直された定義がいつから適用されるのか。平成29年4月分から判断しなさいという形になってくるのか、あるいは半年先、1年先という形になってくるのか、そのあたりの考えが事務局でございましたら、お聞かせいただけたらと思います。

○山縣座長 時間的にもあと5分ぐらいなのですけれども、今後のことも含め、少し事務局から今の堺構成員の話も含めて、スケジュール感を教えていただけたらと思います。

○巽保育課長 この検討会につきましては、本年度内をめぐりとりまとめることになってございます。今、堺構成員や金子構成員からもありましたように、現在入園申し込みや既に利用調整がなされているという現状でございまして。待機児童数調査というのは基本的に4月1日単位で行っておりますので、現実的には平成29年4月1日はなかなか厳しいかな

と思っているところでございます。ただ、ここにも書いてありますように、できるだけきめ細かな保護者に対する支援というのは、我々できるだけ早く体制を整えていく必要があるということもございまして、平成29年度予算案でやって、先ほど言ったように自治体において特定型の利用者支援事業が使われているというのは1割ぐらいしかないのが現状でございますので、それをできるだけ早く、現実的には平成29年度予算から自治体の予算において計上していただくということが、我々が一番望んでいるところでございます。

○山縣座長 ありがとうございます。若干後追いになる部分があるというのは、日程的にも仕方がない部分かと思えます。

他にはいかがでしょうか。常岡構成員どうぞ。

○常岡構成員 資料2の環境整備の御提案について、問題を切り分けて議論した方がよいのではないかという気がしています。環境整備を一生懸命やるということで、丁寧な情報提供を行うと、保護者やお子さんのニーズに即した保育の案内ができる、マッチングがうまくいくということだと思えます。

その1つの結果が、横浜市や川崎市の例だと思うのですが、実は横浜市や川崎市の場合には、待機児童数は平成28年4月1日の時点では非常に少ないという結果になっています。逆に、こういう丁寧な対応をしていないところは比較的多い数字が出ているところがあります。例えば、世田谷区などです。こういうふうに丁寧な対応をすることが、言い方が正しいかどうかわかりませんが、結果として待機児童数を少なく見せかけるということにつながってしまわないかちょっと心配です。丁寧な対応は必要だけれども、そのことで待機児童の数が見かけ上減るという結果が出ないような仕組みを考えていくべきではないかと思っています。ですので、こういう環境整備の話と待機児童の定義の話は切り分けて議論していった方がよいのかなという意見です。

以上です。

○山縣座長 ありがとうございます。

今の常岡構成員の御意見あるいは異保育課長のお話も踏まえ、とりあえず緊急部分については早目に文書を発出してもらい必要があるだろうという点。

それから、実際の3月のとりまとめは、今、常岡構成員が言われたように、丁寧にもう少し分析して、利用者の不利益にならないような形、強引に押し込めないように丁寧に文章化するという形でとりまとめていけたらなと思っています。今日は、事実上嘘がない範囲で早目に対応していただくための緊急的な書類を出させていただくことについての合意をいただけたらと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山縣座長 ありがとうございます。

では、先ほどスケジュールは言っていただきましたが、締めも含めて何かありますか。

○異保育課長 案文につきましては座長と相談させていただいて、また委員の皆さんにも。

○山縣座長 出す前には各委員にもお願いします。

ありがとうございました。予定の12時ちょうどになりましたので、今日の会議はこれで
終らせていただきます。また次回のスケジュール調整をよろしくお願ひしたいと思ひます。
お疲れさまでした。